

深谷市 農委だより

2024年1月

No.37



深谷市イメージキャラクター

ふっかちゃん



市内で新規就農された内田真吾さん(岡部地区)

(6面にインタビューを掲載しています)



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎571-1211(代表)、577-3439(直通)、FAX 578-7614

農業委員・農地利用最適化 推進委員を募集します!

**募集
期間**

令和6年2月1日(木)から
令和6年3月5日(火)まで【必着】

募集人数及び区域

- 農業委員…24人
※市内全域

- 農地利用最適化推進委員…16人
※担当区域別

深谷・大寄	2人	藤沢	3人
幡羅・明戸	2人	豊里・八基	2人
岡部	3人	川本	2人
花園	2人		

主 な 業 務

- 総会に出席し、農地の権利の許可等について審議し決定等を行うこと。また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地パトロール等の現場活動を行う。
- 担当区域において、農業委員と連携して、担い手農家への農地集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進などの現場活動を行う。

任 期

- 農業委員
令和6年7月20日から
令和9年7月19日までの3年間
- 農地利用最適化推進委員
令和6年7月20日(予定)から
令和9年7月19日までの3年間

身分及び報酬額

深谷市の特別職の非常勤職員として、

月額 33,000 円



推薦及び応募に係る書類の提出先・問合せ先

詳しい内容については、深谷市農業委員会事務局までご連絡ください。

★深谷市農業委員会事務局

〒366-8501 深谷市仲町11番1号 深谷市役所2階24番窓口 ☎048-577-3439(直通)

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

不動産登記法等の改正により、これまで義務のなかった不動産の相続登記が義務化されます。以下は、法務省の記事等を簡単にまとめたものになります。

Q 令和6年から始まる義務化はどのようなものですか？

A 相続した土地・建物について、不動産登記簿の名義を変更することです。

Q 相続登記はいつまでにしなければならないのですか？

A ケースによって異なりますが、基本的に相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることとされています。

令和6年4月1日以前の相続でも、不動産(土地・建物)の相続登記がなされていないものは、義務化の対象になります。

Q 相続登記はどこで行うのですか？

A 深谷市の不動産の場合、さいたま地方法務局熊谷支局(熊谷法務局)になります。

Q 相続登記はだれがするのですか？

A 不動産を取得した相続人が単独で申請する場合と、相続人が共同で申請する場合があります。相続人から司法書士・弁護士に依頼して、代わって申請してもらうこともできます。

Q 相続登記には、どのような費用がかかりますか？

- A**
- ①登録免許税(登記の際に国に納付する税金)
 - ②各種証明書の取得費用(戸籍謄本、住民票の写しなど)
 - ③司法書士・弁護士に支払う報酬(※依頼した場合のみ)

※いずれも典型的な一般的取扱いを記載したものですので、ご注意ください。

Q 相続登記を期限内にできなかった場合、罰則はありますか？

A 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。



相続登記については、必ず法務省のホームページや最寄りの法務局等にて手続きや書式についてご確認ください。また、相続・登記の専門家(司法書士・弁護士)に相談されることもご検討ください。

アンケート調査に
ご協力ください

農業者の高齢化や後継者不足により農業人口は急速に減少しています。そうしたなかで、担い手が経営しやすい環境を整えていくことが急がれています。前号でも掲載いたしました「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。地域計画とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画となります。

農業委員会では、計画策定にあたり、あらかじめ郵送によるアンケート調査を実施します。この調査は、主にみなさまの農業経営に関する現状や今後の農地利用の意向などを確認いたします。みなさまから寄せられたアンケート結果は、農地の一筆ごとに利用者を定めた目標地図の作成に役立てるなど、地域農業の将来のあり方を検討していくうえで大変重要なものとなります。是非とも期限内での回答と返送のご協力をお願いします。

●問い合わせ

農業委員会事務局 ☎577-3439
農業振興課 ☎577-3298



有害鳥獣による農作物被害対策を実施しています

近年、有害鳥獣による農作物被害が確認されていることから、次の対策を実施しています。

■電気柵の貸出しについて

協議会所有の電気柵を、希望されるかたに貸出しします。

■電気柵の購入補助について

有害鳥獣に対する、侵入防止用電気柵一式に係る購入費用を補助します。

○対象者：市内に住所を有し、市内で農作物を生産するかた

○限度額：30,000円

○補助率：1/2

○申請回数：1年度内に1回

○申請期間：令和6年2月29日まで
※予算が無くなり次第終了となります。

■有害鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲について

有害鳥獣(イノシシ・シカに限る)による農作物被害の恐れがある場合は、農業振興課あてにご連絡をお願いします。捕獲の必要があると判断された場合には、捕獲のためのワナを設置します。

●問い合わせ 農業振興課

(深谷市鳥獣害対策協議会事務局)
☎577-3298

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しについて

水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しについて、令和8年度までに一度も水張り(水稲作付け)が行われていない農地は交付対象としない方針が農林水産省から示されました。このため、今後も補助金の申請をされる方は、適切な時期に水張りを行い、作付けを行うようお願いいたします。事務局職員が交付対象地を現場確認いたしますのでご了承ください。

●問い合わせ 農業振興課

(深谷市農業再生協議会事務局)
☎577-3298



農業者年金で将来に安心を！

若い農業者や女性農業者にこそ勧めた年金制度。

若い農業者の方

ポイント



『保険料を国が補助』
〔政策支援加入〕



若い時期から長い期間、農業の担い手としてがんばる方などを支援するため、保険料の国庫補助を設けています。

次の三つを満たすと、月額2万円の保険料のうち最高1万円の国庫補助を受けられます。(国庫補助を受ける期間の保険料は2万円に固定。)

① 39歳までに加入し、60歳までに保険料納付期間など(カラ期間含む)が20年以上見込まれること

② 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与など)が900万円以下であること

③ 必要な要件(認定農業者で青色申告者である等)のいずれかに該当すること

なお、加入が早いほど国庫補助を受ける期間が長く、より大きなメリットが受けられます。

女性農業者の方

ポイント



『長生き時代支える終身年金』



女性農業者が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は5割で、農業の発展に欠かせない存在です。

女性は男性よりも5年ほど平均余命が長いといわれ、「終身年金」である農業者年金は女性にこそメリットが大きく、長生きリスクに備えることができる年金制度です。男性に比べて受給期間が長い分の受給額は少なくなりますが、平均余命までの受け取り総額は男性よりも多い傾向にあります。

また、加入には農地の権利名義は必要ないため、配偶者だけで加入することも可能です。さらに、家族経営協定を締結している配偶者は保険料の国庫補助を受けられることもできます。



税制面の優遇措置

ポイント



『保険料支払い・年金受け取り両面で節税効果』

農業者年金は公的な年金制度なので、税制面でも民間の個人年金とは大きく異

なり「入り口から出口までの優遇措置」があります。

その年に支払った農業者年金の保険料は、その全額が所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。経営主が生計を一つにする配偶者や後継者が加入者となっている農業者年金の保険料を支払った時には、その合計額が経営主の所得から控除できます。

受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が110万円までは全額控除となります。加入者や期待者、受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税です。

また、一般の預貯金などの利子には20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税で、その分年金原資が積み上がります。さらに、農業者年金は、(独)農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指した運用を行っており、資産運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う仕組みもあります。

■ 加入についてのお問い合わせは農業委員会事務局(☎5777-3439)または最寄りの農協へ

シリーズ新規就農

「ひとつひとつ課題を解決して
いけるよんじ」

内田 真吾さん(46才)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。シリーズ第32回は、岡部地区で就農された内田さんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴を教えてください。

A 社会人になって、しばらくは生まれ育った深谷を離れ、都内のIT関連会社で、開発系エンジニアやデザイナーとしてモノづくりを経験してきました。

Q 農業を始めたきっかけは？

A 実家の父が定年後始めた農業を時々手伝ってはいましたが、子どもの誕生日や母の病気などをきっかけに、地元に戻って本格的に農業を始めたい気持ちになりました。また、職場の同僚に「深谷と言えば深谷ねぎだよね」と、当たり前って言われ、都内での深谷ねぎの知名度の高さを知ったことも、その有名なねぎを地元深谷に戻って作りたいという決意に繋がりました。

Q 現在、主に何を生産していますか？

A ホワイトスター等の柔らかいねぎをメインに、ねぎ屋としてねぎの周年栽培をしています。

Q 農業を始めて感じたことは？

A それまでデジタルな仕事をしていて、せいか、アナログの仕事に楽しさを感じ

ています。自分で考え自分で物事を進め、それが結果に結びつくところにおもしろみを感じます。

Q 農業をするうえで大変なことや心がけていることはありますか？

A 同じことをやっても必ずしも同じ結果にはならないことです。作物作りは予想外のことが起きたりもするので、その点は大変ですが、逆にそれがやりがいにつながっています。試行錯誤を繰り返しながら、一つひとつ問題をクリアしていくように心がけています。

Q 将来の夢は何ですか？

A 現在、「柔ねぎ(やわらねぎ)」というブランドで年間を通じて季節に応じた柔らかいねぎを生産・販売しています。今後は事業の法人化など、今よりも経営規模を拡大していきたいと考えています。

Q 最後に、新規就農する方に一言！

A 農業は一人では厳しい業種です。特に雇用は苦労するかと思うので、計画をしっかり立てて、仲間との協業なども考えていくとよいと思います。

私も一緒に「柔

ねぎ」を作ってくれる農家さんを募集しています。ぜひ、喜ばれるおいしいねぎと一緒に作りましょう。



編集後記

今号の紙面にてお伝えしているとおり、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が来る7月に任期満了を迎えるにあたり、新たに両委員の募集が始まります。それに伴い、現体制の編集委員会が発行する「農委だより」は今号で最後になります。発行にあたり、これまでご協力をいただきましたましてありがとうございます。また、これまでの農業委員会活動に対し、ご支援・ご協力をいただき感謝いたしますとともに、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

農委だより編集委員会

- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 加藤 富夫 |
| 委員 | 増野 弘 |
| | 鶴田 博樹 |
| | 野辺 一夫 |
| | 篠原 哲男 |
| | 原口 友一 |
| | 大野 晃 |


全国農業
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞
 週刊
 金曜日発行
 月700円
 お申し込みは農業委員会へ